

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コートジボワール国大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：コートジボワール国大アビジャン圏における職業訓練
校機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00264

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国大アビジャン圏における職業訓練校機材整備
計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します。最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月～2027年6月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第四課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 6月 30日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 1日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 6日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 7月 10日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 7月 27日 10時半
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/n6GzTwh8sw>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点
- ② 価格評価点：（最低見積価格 / それ以外の者の価格）× 100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICAが先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認められます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	発注者の既存事業との連携可能性の検討 ・セネガル・日本職業訓練センター(以下、「CFPT-SJ」という。)を通じた第三国研修「セネガル・日本職業訓練センターにおけるアフリカのための産業人材育成と革新的ソリューションの共創」及び既存事業との一部連携を念頭に置いた具体的な調査項目及び調査方法	第3条(10)
2	相手国関係機関・ドナー等との調整 ・職業訓練校のカリキュラム改訂内容及び他ドナーによる職業訓練校の支援状況を踏まえた機材優先順位の検討方法。	第3条(11)
3	機材調達調査 ・基礎調査資料の分析及び想定される現地条件を踏まえ、先方政府の産業政策方針、産業構造の文脈に即し、職業訓練校カリキュラム改訂内容とCFPT-SJとの機材整合性、優先度を複合的に整理した上で、効果的・効率的な機材計画策定方法を提案すること。 ・維持管理能力等を踏まえ、適切な機材仕様・数量及び交換部品、日本製機材導入の可能性も含めた、効果的な調査方法について提案すること。また、事後監理の持続的な運用を確保するための工夫を示すこと。	第4条(12)
4	技術支援計画の検討、計画策定 ・機材の有効活用、維持管理が適切に実施されるためのソフトコンポーネントや技術協力等との連携に関する本調査での作業方針。	第4条(16)
5	サイト状況調査 ・サイト状況調査の実施方法。	第4条(5)及び第6条

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを旨とする等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
 - ① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「機材編」（2025年9月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

(ア) 第1回現地調査 (0D)

- 施設・機材等調達方式を想定した無償資金協力事業による実習用機材の整備に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議の実施。
- 時期は、2026年9月頃を予定している。

(イ) 第2回現地調査 (D0D)

- 報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。
- 時期は、2027年4月頃を予定している。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「コートジボワール国産業化促進のための人材育成及び関連機材にかかる情報収集・確認調査」（現状未公開・関心表明したコンサルタントにのみ配布予定）
 - ② 「セネガル・日本職業訓練センターにおけるアフリカのための産業人材育成と革新的ソリューションの共創」（2026年 - 2029年）
 - ③ 「セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画 協力準備調査」（2025年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

別紙1のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布、以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げるもののうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリー「C」に分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

本業務はクラスタ事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）³の教育に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討⁴

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は第3条（5）を参照とする。

当該国においては現在、JICA 関連案件は実施されていないものの、上記第3条（5）②の案件において、仏語圏アフリカ諸国向けの第三国研修を実施しており、本事業の対象校教員も参加し、研修が行われる見込みである。本案件ではセネガル CFPT-SJ との単純な整合ではなく、参考事例として必要に応じて知見を活用しつつ、コートジボワールの産業政策、産業構造、新カリキュラム等の文脈に即した適切な機材内容を検討する。当該第三国研修及びソフトコンポーネントでの連携も考慮の上、教員の指導力向上を目指すとともに、セネガルと同国双方におけ

³ 保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ事業戦略」として、取り組みを強化しています。

⁴ セネガル CFPT-SJ 及び既存事業との連携について具体的な調査項目及び調査方法をプロポーザルにて提案すること。

る相乗効果の創出を目指す。また、将来的には、本事業における機材整備を通じて、さらなる開発効果の向上に努めるものとする。

(1) 相手国関係機関・ドナー等との調整⁵

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 現状、企業が必要とするニーズを踏まえた職業訓練カリキュラムである職能基盤型カリキュラム (Approche Par Compétence) は、76校の職業訓練校のうち14校にて導入されている。
- GIZは、職能基盤型カリキュラムの導入を推進しており、教員能力強化支援を行うとともに、施設整備および機材供与を実施している。
- KOICAは、国立技術・専門教育研究所をCPとして、マスタートレーナー訓練および機材供与を通じ、自動制御、自動車整備等の分野における教員養成能力の強化支援を実施している。また、GIZは上記カリキュラム開発支援を行うとともに、教員能力強化支援や、施設整備および機材供与を実施している。
- 本案件の対象となる3校(マルコリー産業技術職業訓練校、ヨプゴン産業技術職業訓練校、バンブレッソ職業訓練校)は、上記援助機関の直接的な支援対象ではないものの、職業訓練カリキュラムの改訂に伴い、供与する機材内容については当該カリキュラムの内容に即した適切な機材検討が求められることが想定される。このため、具体的なカリキュラム内容を踏まえた機材選定について、関連する相手国関係機関・援助機関と十分に協議・検討し、機材計画への反映に努めること。あわせて、KOICAとGIZからは活動内容にかかる情報収集に加えて、教訓・アドバイスなど、本調査に係る機材の選定やメンテナンスに関する情報をヒアリングする。
- あわせて、供与予定の機材が当該機関による供与内容と重複しないよう、十分留意すること。また、GIZ等がカリキュラムに沿った機材リストを作成しており、当該リストには本事業で対象とする分野も含まれていることから、調達機材の選定に際してはこれら既存資料を活用することも視野に入れて検討する。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

⁵ 職業訓練校のカリキュラム改訂内容及び他ドナーによる支援状況を踏まえた機材優先順位の検討方法においてもプロポーザル内において提案すること。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
 - 対象とする3校の職業訓練校に関連する政策及びカリキュラム等の内容
 - サイト調査において、その政策・カリキュラム等に基づいて、現場レベルで実施されているのか確認
 - 職業訓練状況の調査
職業訓練受講者情報、修了率や就職率
提供している訓練コース
政策・カリキュラム等に基づいた、現場レベルでの実施状況
 - 他ドナーによる協力有無
機材以外でも、支援重複がないか要確認

(4) 自然条件調査

本業務では当該項目は適用しない。

(5) サイト状況調査⁶

機材調達計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

- ① 既存施設・機材状況調査
既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等
- ② 設置予定場所状況の調査
設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等
- ③ 支障物件

⁶ サイト状況調査の実施方法について、プロポーザルにおいて提案すること。特に④改修工事・再委託業務については、再委託により既存施設の現況把握、必要な改修内容及び概算費用の調査を想定し、定額で計上するものとする。

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

④ 改修工事・再委託業務

- 実習場の改修工事の必要性や機材の運搬における道路整備等についても十分に留意しつつ、本事業の開発効果及び長期的な維持・活用等を考慮の上、検討する。
- 躯体補強及び補修、レイアウト変更に伴う間仕切り、天井、床、設備（電気、空調、衛生を含む）工事の必要性が認められる場合には、現地再委託業務として、現地建設事情に精通した設計会社による既存施設の現況、必要な改修工事内容および費用の検討を行い、先方負担工事内容を整理する。
- 現時点では、これら改修工事は相手国側が無償機材の搬入に先駆けてタイムリーに実施することを想定しているが、改修内容や実施機関の履行能力から相手国側による対応が困難と判断される場合は発注者と対応を協議する。
- 必要な工事内容としては概略レベルでの仕様・図面の作成までとし、詳細レベルの作業は相手国側が別途実施することとする。この点を相手国側関係者と合意した上で作業を行うこと。
- なお、当該業務は現地調査期間中にその必要性を判断するものとし、発注者と綿密に調整しながら進めること。

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。加えて、支援対象分野の就業者数や訓練校の卒業者数、就業継続年数等を男女別に調べるとともに、実施機関における意思決定過程への女性の参画状況や女性教員の採用状況の調査を行うこととする。当該国教育省としての女子の就学促進の方針を踏まえ、修了後の出口戦略についても調査を行う。また、ソフトコンポーネントにおける技術指導への女性の参加促進策等、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を検討・策定・確認することとする。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(オ) ジェンダー視点に立ったソフトコンポーネントの計画を検討する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

(9) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

本業務では当該項目は適用しない。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。

現時点で、本事業内容には気候変動対策に関するコンポーネントは含まれていないが、環境に配慮した機械工学機器や自動車整備機器の導入などを検討し、有害な化学物質の発生回避・抑制により環境負荷が低減し、過程等で生じる二酸化炭素の排出削減も期待されることから、気候変動緩和策に資する可能性がある。協力準備調査にて実施機関と協議を行うほか、詳細計画策定調査を通じて、JICA Climate-FIT（緩和版）等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行い、本事業が気候変動対策に資するか検証する。

(11) 調達事情調査

➤ 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。

① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査

② 細微なパーツ・スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査

③ 第三国調達の可能性の検討と特定国以外での調達の可能性を調査

④ 現地国内における代理店の調査

⑤ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 機材計画調査⁷

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 要請機材の仕様、規格及び数量について、その整合性・妥当性を確認する。また、既存関連機材の現況、据付・初期操作指導の要否、据付が必要な場合における据付場所の確認、空調・配電・給排水状況・搬送方法等の確認とともに、現地代理店におけるアフターサービス・機材修理の可能性、スペアパーツ・消耗品の現地調達の可能性等についても確認し、優先順位を付した上で要請機材のリストをとりまとめる。その際、数量の必要性・妥当性、輸出・輸入規制等の関連規制、機材の配布先についても十分に確認する。なお、機材選定については JICA と協議の上、検討する。
- ソフトコンポーネントについて実施を希望する場合は、初期操作指導の範囲内での対応の可否を含め、その妥当性・必要性を慎重に検討すること。また、現地進出の本邦企業との連携を含め、検討する。
- 今回対象の3校と同様のカリキュラムや類似コースを扱っている訓練校を訪問し、機材選定の検討材料とする。併せて、本調査において、協力対象外の学校（基礎調査時対象校のうち残り6校（ヴリディ自動車専門学校、クマシ機械・電気専門学校、ヨプゴン農産業専門高校、アビジャン技術高校、トレッシュビル応用電子・情報職業訓練校、クマシ建設職業技能向上センター））におけるこれまでの機材活用状況なども要確認し、検討する。
- 機材優先順位については、基礎調査にて作成した機材選定基準（機材選定基準案や優先度）及び、本調査時の状況を考慮し選定する。
- 本事業における機材計画の検討に当たっては、コートジボワールの産業政策及び産業構造を踏まえることを基本方針とし、これらに整合した職業訓練カリキュラムに対応する機材選定を行う。
- その際、関係機関との協議を通じて新カリキュラム及び関連機材リストの確認・活用可能性を検討するとともに、対象3校の既存施設・設備、学校運営状況、及び就学需要（特に女子参加状況）を踏まえた実態把握を行う。
- さらに、セネガル国 CFPT-SJ の事例も参考にしつつ、現地の技術水準や維持管理能力、インフラ条件等を踏まえ、実践的かつ持続可能な機材構成となるよう総合的に検討する。
- 機材の有効活用、効率的な事後監理の観点から、適切な機材数の検討、細かな部

⁷ 機材優先度を複合的に整理し、効果的な機材計画策定方法・調査方法を提案すること。また、機材を検討するにあたり、有効と考えられる項目がある場合には、その内容についてプロポーザルにおいて提案すること。さらに、事後監理の持続的な運用を確保するための工夫についてもプロポーザル内で言及すること。

品等の機材は先方負担として、供与対象機材を精査することとする。また当該機材に関する部品等の機材を取り扱う代理店についても調査する。コートジボワール側の運用維持管理に問題ない範囲で日本製機材の導入を検討する。

- 本事業は機材供与先が3校に分かれる構成となっているため、調査段階において、機材配分の方針ならびに実施機関および各学校の意思決定プロセス・権限分担について確認を行う。あわせて、三校それぞれにおける調整上の留意点についても明らかにし、適切に記載する。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(14) 施工計画の立案

本業務では当該項目は適用しない。

(15) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象機材に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位に必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を実現可能な範囲で検討する。

(16) 技術支援計画の検討、計画策定⁸

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、日本企業及びCFPT-SJとの連携について複合的に考慮しつつ、ソフトコンポーネントの実施を検討する。またその際に、ジェンダーに配慮した計画を立案・検討する。

(17) 施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

(18) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

⁸ 機材の有効活用及び適切な維持管理を確保するため、ソフトコンポーネントや技術協力等との連携の在り方について、本調査での作業方針として提案すること。また、本事業では日本企業との連携促進も期待されていることから、その実現可能性及び効果に十分留意した上で、作業方針に反映させること。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁹（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 10年保証とその保険付保の必要有無を確認し、必要な場合は、現地法律や手続きの内容、所要日数、JICA案件及び他ドナー案件での実績、先方政府意向等を確認の上で、責任区分と費用負担区分を明確にする。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(20) 免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目¹⁰を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始

⁹ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてG/Aに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

¹⁰ 無償資金協力事業では免税が原則である。

時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

(21) 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(22) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹¹。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(23) 想定される事業リスクの検討

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(24) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(25) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

(26) 業務進捗報告書の作成

- 業務進捗について、報告書として取り纏めの上、発注者へ提出する。

(27) 協力準備調査報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

¹¹ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(28) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。
- なお、事業計画、設計、相手国負担事項等は基本的に 概略設計協議調査前までに遠隔会議等を通じて相手国側と十分に協議の上で合意形成する。事業費が不足する場合の対策についても可能な範囲で協議する。相手国側との協議の状況は JICA に 報告する。

(29) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹²も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

¹² 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	—
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	英語	電子データ	—
業務進捗報告書	2027 年 2 月末	日本語	電子データ	—
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
進捗報告書 ¹³ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
協力準備調査報告書（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		英語	CD-R	1 部
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	4 部
		英語	CD-R	2 部
		英語	製本	4 部
概略事業費積算内訳書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
機材仕様書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		英語	電子データ	—
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	—

¹³ Project Monitoring Report (PMR)

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹⁴の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める¹⁵。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	既存施設の現況把握、必要な改修内容および概算費用調査	既存施設の現況、必要な改修工事内容および費用の検討。 先方負担事項の予算申請サイクルおよび予算確保に向けた留意事項にかかる情報収集。	一式	定額計上

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達の実施を想定していない。

¹⁴ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁵ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件計画調書

1. 基本情報

- (1) 国名：コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：大アビジャン圏（人口：約 632 万人、2021 年）
- (3) 案件名：大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画（The Project for the Development of Equipment for Vocational Training Schools in Greater Abidjan）
- (4) 事業の要約：大アビジャン圏に所在する公立職業訓練校 3 校において実習用機材の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における職業訓練・技術教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
コートジボワールは、2012 年の内戦終結以降、実質 GDP 成長率が平均約 7%と高水準で推移し、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）域内最大の経済規模を有する西アフリカ地域の中核国である。同国政府は、持続的成長の実現に向け、国家開発計画（Plan National de Développement。以下「PND2021-2025」という。）において（1）経済の構造変革と産業化、（2）人的資本開発と雇用促進を重点分野と位置づけ、職業訓練・技術教育（TVET）分野はこれらと密接に関連するものとして産業人材の育成という観点から重視されている。

同国政府は、企業が必要とするニーズを踏まえた職業訓練カリキュラムである職能基盤型カリキュラム（Approche Par Compétence。以下、「APC」という。）の導入や教員の能力向上等を推進するほか、訓練機会の量的拡充を目的とした制度整備を進めており、2016 年～2020 年にかけて、122 の私立学校が中等後期教育修了資格と同等水準の技術者証明である BT（Brevet de Technicien）学位付与を認可されたことに加え、2016 年～2023 年に 5 つの公立職業訓練校が新設された。その結果、職業・技術教育を提供する学校での学習者は 10 万人（2016 年）から 15 万人（2023 年）まで増加した（公的 79 校、民間 551 校）。しかし、実習機材の不足・老朽化は解消されず、特にアビジャン市内の職業訓練校では、1960～70 年代に導入された機材が更新されていない。そのため、実習がほとんどできず理論中心の授業の実施に留まっており、同国に進出済みの本邦企業を含む産業界からは、教育内容と労働市場ニーズとの不一致や実習機会不足が指摘されている。

上記の同国政府の対応や課題に対して、職業訓練分野のドナーグループ会合では役割分担を行い、韓国国際協力団（KOICA）やドイツ国際協力公社（GIZ）等はカリキュラム改定や機材供与などの支援を実施しており、ドナー間の連携・協働により、支援効率を高めて協力のインパクトを高めることとしている。

かかる状況を踏まえ、「大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画」（以下、「本事業」という。）は、大アビジャン圏に所在する公立職業訓練校 9 校のうち製造業や建設業等の雇用創出効果の高い産業分野において必要とされる技術（機械保守、溶接、自動制御等）を習得可能且つ他の協力機関が未介入である 3 校を対象として実習用機材を整備し、実施中の第三国研修と連携して高度な技能を有する産業人材の育成機能の強化を図り、若者の雇用改善ひいては質の高い労働力の提供による産業発展と経済成長に貢献するもの。

なお、同国では本事業の対象である自動車、重機、農業機械、空調等の分野で本邦企業が進出済みであり、機材修理・維持管理に対応できる人材の育成により、本邦企業の事業拡大や新規進出促進に資することも期待される。

本事業は、当該国の職業訓練機能の強化を実施するものであり、温室効果ガスを 2035 年までに最大 74.29%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

（２）職業訓練・技術教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け （特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対コートジボワール共和国国別開発協力方針（2023 年 3 月）は、重点分野「持続的な経済成長の推進」における開発課題の一つとして「産業振興」を掲げている。対コートジボワール JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）でも、労働市場ニーズに適応した職業訓練を課題と分析し、「産業振興と雇用創出プログラム」の下、「職業・技術教育の質改善」に取り組むとしている。また、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では産業開発と教育の一体的推進の重要性を示している「8. 教育」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。

（３）他の援助機関の対応

KOICA は、国立技術・専門教育研究所をカウンターパートとして、マスタートレーナー訓練及び訓練機材の供与を通じ、機械、自動制御、自動車整備、ICT 分野の教員養成能力強化を支援している。また、GIZ は APC カリキュラム開発及び教員能力強化を支援し、教育機関レベルでは、ホテル専門学校、自動車専門学校に対する施設整備と機材供与を実施している。アフリカ開発銀行（AfDB）は企業・雇用改善支援事業（PAC2E）を実施中であり、またフランス開発庁（AFD）は若者の教育・訓練・就業開発プロジェクト（DEFI3）を実施中である。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、労働市場ニーズに合致した職業訓練機材の供与を通じて、産業人材の育成に資するものであり、SDGs ゴール 8、9 及び 10 並びに TICAD9 の公約「教育、若者・女性を中心にした能力強化や人材育成」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

① 事業の目的：本事業は、大アビジャン圏に所在する職業訓練校 3 校において実習用機材を整備することにより、高度な技能を有する産業人材の育成機能の強化を図り、もって質の高い労働力の提供による産業発展と経済成長に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【機材】機械工学、金属加工、自動車整備、電気設備、冷凍・空調、一般機械、機械メンテナンス、板金溶接コースにおける実習用機材（汎用旋盤、平面研削盤、訓練用コールドルーム等、計約 450 点）、遠隔教育に係る機材

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達監理。ソフトコンポーネントとして機材の運用・維持管理、DX 支援（遠隔教育）等。

ウ) 調達・施工方法：機材は日本製及び第三国製を想定。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接裨益者：対象 3 校の教員、職員、各在校生計約 2,000 人

間接裨益者：大アビジャン圏人口約 632 万人

④ 他の JICA 事業との関係

同国は、セネガル日本職業訓練センター（Centre de Formation Professionnelle et Technique SENAGAL-JAPON。以下「CFPT-SJ」という。）が実施する仏語圏アフリカ諸国向け第三国研修の対象国であり、1999 年以降、総勢 55 名の教員が自動車整備等の研修に参加している。本事業の対象校にも研修修了者が在籍しており、実習指導を担っている。2025 年から 3 年間、同国単独で年間 20 名、計 60 名を対象とした第三国研修では、本事業の対象校教員もその対象に含まれ、本事業と同分野の研修が実施される見込みである。

本事業において整備する実習機材は、CFPT-SJ の機材と同一仕様を想定しており、研修で習得した技術を指導に直接活用できるよう配慮している。これにより、研修成果の現地展開及び機材維持管理能力の強化を一体的に推進する。また、本事業の維持管理に係るソフトコンポーネントにおいても、CFPT-SJ 教員による協力を想定しており、本研修と併せて効率的に能力強化を行う。なお、CFPT-SJ は TICAD9 で本邦企業 5 社と協力覚書を締結しており、CFPT-SJ を通じてこれら企業から本事業への間接的な支援も期待される。このような観点からも、遠隔教育に係る機材整備を検討している。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：技術教育・職業訓練・実習省（Ministère de l'Enseignement Technique, de la Formation Professionnelle et de l'Apprentissage。以下、「METFPA」という。）、公立職業訓練校 3 校（マルコリー産業技術職業訓練校、ヨプゴン産業技術職業訓練校、バンブレッソ職業訓練校）

② 他機関との連携・役割分担：本事業の対象外の職業訓練校に対して GIZ が自動車整備、イスラム開発銀行が機械分野の支援を実施しており、APC カリキュラムに沿った機材リストを作成している。同リストは本事業で対象とする分野を含むため、調達機材選定に際して活用予定。

③ 運営／維持管理体制：各校の機材維持管理チームが基本的な維持管理、大規模修理が必要な場合は METFPA の設備維持管理局が担当。METFPA は維持管理の経験・技術を有しており、各校に対しては CFPT-SJ での第三国研修や本事業のソフトコンポーネントを通じて技術指導を実施。先方政府の予算措置も含めて詳細は協力準備調査において確認する。

(3) 安全対策：調査において、事業実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項

① ジェンダー分類：

【確認中】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容/分類理由> 協力準備調査にて、支援対象分野の就業者数や訓練校の卒業者数、就業継続年数等を男女別に調べるとともに、実施機関における意思決定過程への女性の参画状況や女性指導員の採用状況を調査し、コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントにおける技術指

導への女性の参加促進策等、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を検討・策定・確認するため。

(6) 特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2026 年)	目標値 (2032 年) 【事業完成 3 年後】
実習授業時間数 (各校 1 コース当たりの平均) (時間/年)	協力準備調査で確認	協力準備調査で確認
整備機材を用いた実習を提供するコースの受講者数 (各学年平均人数の 3 校合計) (人/年)	協力準備調査で確認	協力準備調査で確認
学生の習熟度の向上	協力準備調査で確認	協力準備調査で確認

(2) 定性的効果：質の高い産業人材の育成、質の高い労働力の提供による産業発展と経済成長

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

アンゴラ共和国向け無償資金協力「ヴィアナ職業訓練センター機材整備計画」(評価年度 2017 年)の事後評価等では、現地言語によるマニュアルの不備や指導員の技能不足という問題が運用段階で発生し、機材の十分な活用や持続性に支障をきたす結果につながった。本事業においても、英語圏以外の国における職業訓練用機材整備であることから、同様の問題が発生しないよう、機材納入後に納入業者がフランス語のマニュアルを添付し、機材操作研修を実施することをプロジェクト計画に反映させる。

以上

[別紙資料] 大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画 環境社会配慮

[別添資料] 大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画 地図

大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画 環境社会配慮

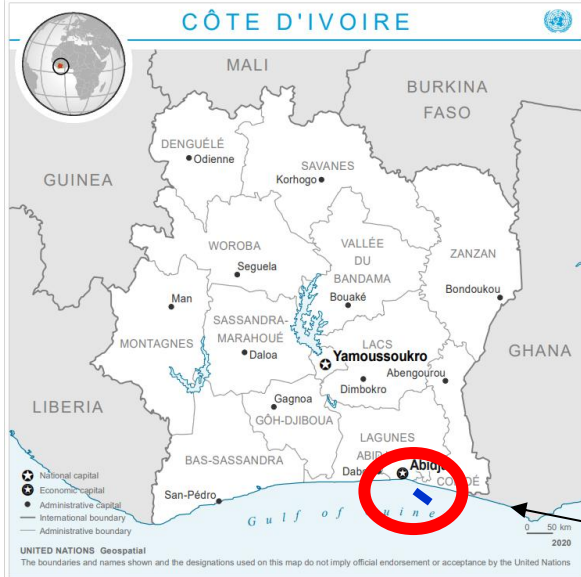
①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以上

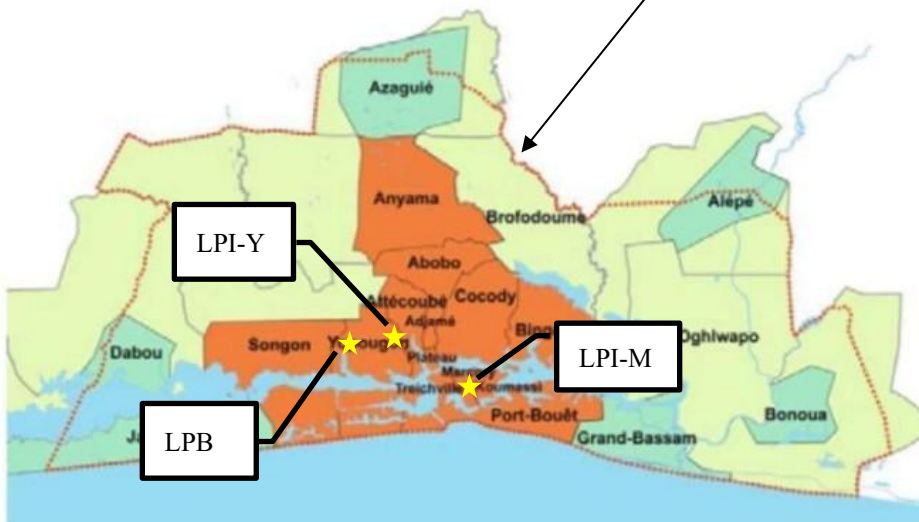
大アビジャン圏における職業訓練校機材整備計画 地図

コートジボワール 全体地図



大アビジャン圏 (オレンジ・緑・黄緑部分)

大アビジャン圏 地図



LPI-M : Lycée Professionnel Industriel de Marcory (マルコリー産業技術職業訓練校)
 LPI-Y : Lycée Professionnel Industriel de Yopougon (ヨブゴン産業技術職業訓練校)
 LPB : Lycée Professionnel de Bimbresso (バンブレッソ職業訓練校)

出典: Fraternité Matin

(<https://www.fratmat.info/article/204334/Soci%C3%A9t%C3%A9/Coronavirus%20%28covid-19%29/coronavirus--le-point-par-commune-dans-le-grand-abidjan>) より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：教育関連機材（特に職業訓練校）に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：コートジボワール国及び全途上国
- ② 語学能力：英語（仏語が出来ると望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

- 1) 事前準備：2026年8月～9月
- 2) 第一回現地調査：2026年9月～2026年10月
- 3) 国内解析：2026年10月～2027年2月
- 4) 第二回現地調査（概略設計ドラフト説明）：2027年3月～2027年4月
- 5) 国内整理：2027年4月
- 6) 概略設計概要資料提出：2027年4月
- 7) 最終報告書提出：2027年5月

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途
約11.91人月

2) 渡航回数を目途 延べ6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 既存施設の現況把握、必要な改修内容及び概算費用調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- コートジボワール国産業化促進のための人材育成及び関連機材にかかる情報収集・確認調査

2) 公開資料

- セネガル共和国 セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画準備調査報告書
[1000055752_01.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語⇄フランス語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

62,662,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上として
いる項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のど
れに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費
や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案
に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（5,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して
契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載くだ
さい。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は
別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ
ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者から
の見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	既存施設の 現況把握、必 要な改修内 容および概 算費用調査	「第２章 特記 仕様書案第４条 業務の内容（５） サイト調査およ び第６条再委託」	5,000,000円	既存施設の改修 内容調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

コートジボワール国内アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊として計上してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

以上